

第3章 自立した生活の実現と暮らしの安心確保

第1節 地域共生社会の実現の推進

1 地域共生社会の実現について

(1) 社会福祉法等の改正について

少子高齢化・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現が求められている。

地域共生社会の実現に向けて、各市町村において地域住民の生活課題に資する支援が包括的に提供される体制（包括的な支援体制）が整備されるよう、体制整備の考え方や福祉分野以外の施策等との連携の重要性等を研修や通知により示しているほか、整備のための1つの手段として、重層的支援体制整備事業も設けている。

また、2024（令和6）年6月から「地域共生社会の在り方検討会議」において、地域共生社会の実現に資する施策の推進、今後の包括的な支援体制の整備の在り方等について議論を行い、2025（令和7）年5月には「地域共生社会の在り方検討会議 中間とりまとめ」が取りまとめられた。同年4月からは社会保障審議会福祉部会において議論を行い、中間とりまとめも踏まえ、同年12月に「社会保障審議会福祉部会報告書」が取りまとめられた。

「社会保障審議会福祉部会報告書」においては、2040（令和22）年に向け、全ての市町村において「包括的な支援体制の整備」を推進していくという大きな方向性が示されるとともに、具体的には、以下の内容が盛り込まれた。

①地域共生社会の更なる展開について

- ・全市町村における包括的な支援体制整備に向けた対応
- ・過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み

②頼れる身寄りがいない高齢者等への対応、成年後見制度の見直しへの対応について

- ・新たな第二種社会福祉事業の創設、中核機関の位置付け等

③社会福祉法人制度・社会福祉連携推進法人制度の在り方について

- ・社会福祉連携推進法人制度の見直し
- ・既存施設の土地・建物等の有効活用

④災害に備えた福祉的支援体制について

- ・平時からの連携体制の構築、DWAT^{*1}の平時からの体制づくり・研修等

⑤介護人材の確保・育成・定着について

- ・地域差を踏まえた各地域における人材確保の取組み
- ・外国人材を含む多様な人材・中核的介護人材の確保・育成・定着等

^{*1} 「Disaster Welfare Assistance Team」の略。災害時において、高齢者や障害者、乳幼児といった要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難所生活等における生活機能の低下等の防止を図るため、避難所等で福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム。

「社会保障審議会福祉部会報告書」において示された方向性なども踏まえ、第221回特別国会に提出し2026（令和8）年6月に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和8年法律第51号）では、以下のとおり、1）地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充、2）福祉人材の安定的な確保及び定着支援、3）支援基盤の強化等に関する規定を盛り込んだところである。

1 地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充

担い手不足が深刻化する小規模市町村における包括的な支援体制の整備を推進するため、分野横断的な相談支援等をより柔軟に実施可能とするとともに、地域との協働体制を整備する新たな事業及びその財政措置等の規定を新設する。

頼れる身寄りがいない高齢者等に対して、日常生活の支援、入院等の手続の支援、死後事務の支援を、一定割合以上の利用者に無料又は低額の料金で提供する事業を第二種社会福祉事業に位置付ける。また、高齢者及び障害者による成年後見制度や権利擁護事業の適切な利用の支援の中核的な役割を担う機関として、「地域権利擁護相談支援センター」を法定化する。

2 福祉人材の安定的な確保及び定着支援

福祉人材の確保及び定着のための取組みの促進を図るため、その取組みを協議する都道府県協議会の設置や、介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る経過措置の見直しを行う。

3 支援基盤の強化等

地域で適切な福祉サービスの提供体制の維持・確保を図るため、社会福祉連携推進法人が実施可能な事業を追加するほか、災害時に福祉に関する業務に従事する者を国において研修、登録する仕組みを新設する。

(2) ひきこもり支援について

ひきこもり支援については、2022（令和4）年度から、これまで都道府県と指定都市に設置してきた「ひきこもり地域支援センター」を市区町村にも設置できるようにするとともに、「ひきこもり支援ステーション事業」の創設、「ひきこもりサポート事業」の拡充を図り、より身近な場所で相談や支援が受けられる環境づくりを進めている。さらに、国が主体となってひきこもり支援に関わる方に対し知識や支援手法を習得するための研修を実施し、良質な支援者の育成に取り組んだ。2023（令和5）年度からは、研修の対象を、ひきこもり地域支援センター等の中堅職員や指導的な立場を担う支援者にも拡げて研修の充実を図るとともに、支援者自身を支援する取組みを新たに始めるなど、支援の質の向上や支援者のサポートに取り組んだ。2024（令和6）年度には、現状の課題を踏まえた新たなひきこもり支援の指針として、「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」を策定した。2025（令和7）年度には、ひきこもり状態にある若者などを対象に共同生活による支援を実施する民間事業者の実態把握を行い、ひきこもり状態にある方やその家族の意向に沿った適切な事業運営に資するチェックリストの策定を行った。さら

に、地域住民のひきこもりに対する理解を深め、本人やその家族が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進することを目的として、シンポジウムや全国キャラバンの開催、ひきこもり支援に関するポータルサイト^{*2}の運用等を一体的に行う普及啓発・情報発信の取り組みを展開している。

このほか、東日本大震災をはじめとし、令和6年能登半島地震に至るまで大規模な災害の影響により、仮設住宅等での避難生活を余儀なくされている被災者に対して、孤立防止のための見守りや日常生活上の相談支援など、安定的な日常生活を確保するための支援を行う「被災者見守り・相談支援等事業」を行っている。本事業は、2018（平成30）年度までは大規模な災害が発生した場合に事業化していたが、2019（令和元）年度以降は特定の災害に限定しない事業として、災害が発生した場合に自治体が速やかに事業を実施できることとしている。また、東日本大震災をきっかけに、2011（平成23）年度からは、24時間365日無料の電話相談窓口を設置し、様々な困難を抱える方からの悩みを傾聴するとともに、必要に応じて面接相談や同行支援を実施して具体的な問題解決につなげる相談支援事業を行っている。

2 消費生活協同組合について

消費生活協同組合（生協）は、「消費生活協同組合法」（昭和23年法律第200号）に基づく、一定の地域又は職域での人と人とのつながりを基盤とした相互扶助組織であり、事業の利用者である組合員が出資し、意思決定や運営に参画している。

主に、宅配及び店舗での商品供給や共済、医療、福祉の事業を行っており、災害時における被災地域への物資の提供等の公益的性格を有する場合においては、一定の要件の下に組合員以外の事業の利用を認めている。

加えて、相互扶助の理念に基づき、事業で生じた剰余金の一部を活用し、地域での高齢者の見守り、子育て支援、災害発生時における被災者支援等の社会貢献活動を積極的に行っている。

令和6年能登半島地震等においては、発災直後からの被災地への生活支援物資の提供や被災地の生協への職員派遣に加え、災害ボランティアセンターへの支援、募金活動に対する協力等の被災地に寄り添った活動を継続的に行っている。

さらに、今後、少子高齢化の進展や人口減少等の社会情勢の変化が見込まれる中で、生協は、地域共生社会を支える重要な担い手として、これまで以上に事業や地域のコミュニティづくりの活動に取り組んでいくことが期待されている。

3 地域生活定着促進事業の実施について

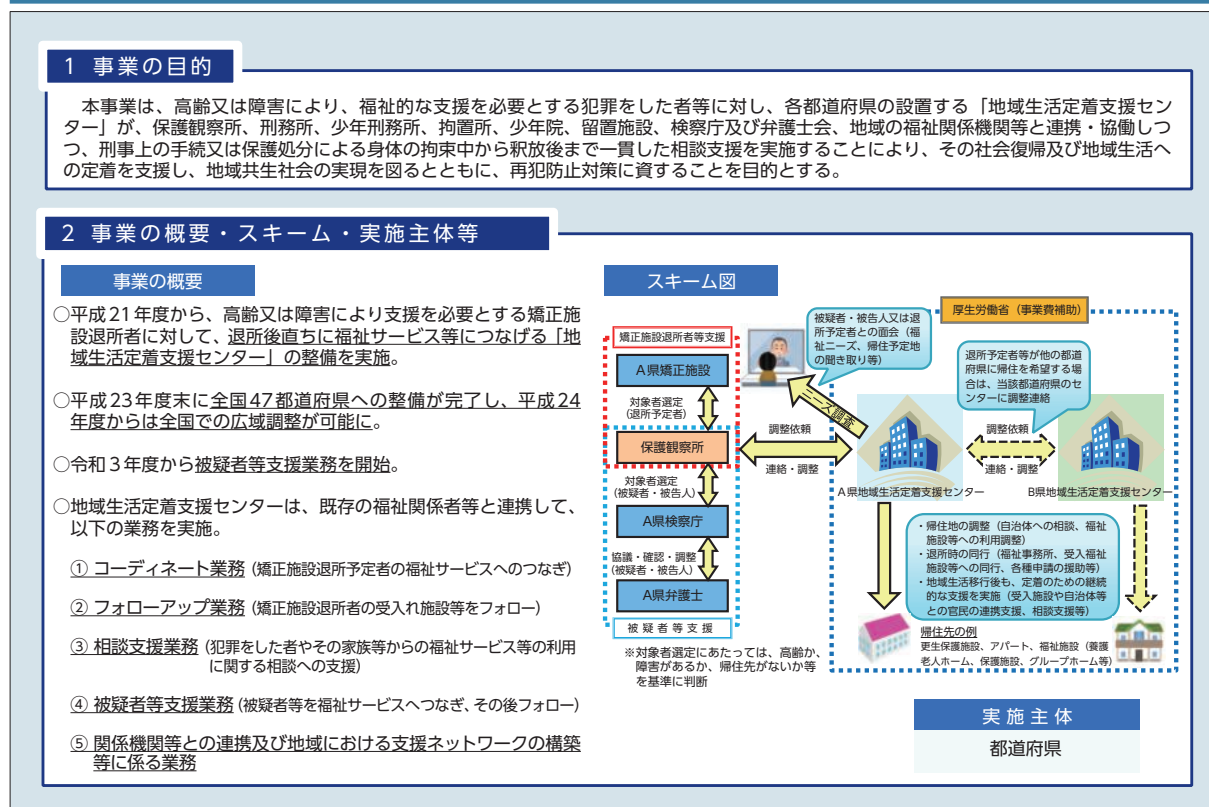
刑又は保護処分の執行のため矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院）に入所している人のうち、高齢又は障害のため退所後直ちに福祉サービス等（例えば、障害者手帳の発給や施設への入所等）を受ける必要があるものの退所後の行き場のない人等は、退所後に必要な福祉サービス等を受けることが困難である。

そのため、厚生労働省では、2009（平成21）年度から「地域生活定着支援事業」（現在は地域生活定着促進事業）を実施している。

^{*2} ひきこもり支援ポータルサイト「ひきこもり VOICE STATION」 <https://hikikomori-voice-station.mhlw.go.jp/>

本事業では、各都道府県の地域生活定着支援センター（全国48か所）が、矯正施設入所中から、矯正施設や保護観察所、地域の福祉関係機関等と連携して、支援の対象となる人が退所後から福祉サービス等を受けられるよう取り組んでいる。また、2021（令和3）年度からは、被疑者や被告人等に対して福祉サービス等の利用調整や釈放後の継続的な援助等を行う業務を実施している（図表3-1-1）。

図表3-1-1 地域生活定着促進事業の概要



4 成年後見制度の利用促進について

成年後見制度は、認知症、知的障害その他の精神上的の障害があることにより、財産の管理又は日常生活等に支障がある者を支える制度である。成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的・計画的に推進するため、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年法律第29号）に基づき、2022（令和4）年3月には、「第二期成年後見制度利用促進基本計画～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～」を閣議決定した。2026（令和8）年6月には、「民法等の一部を改正する法律」（令和8年法律第45号）及び「社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和8年法律第51号）が成立したことも踏まえ、地域連携ネットワークづくりの推進や市民後見人等の担い手の育成、総合的な権利擁護支援策の充実、意思決定支援の浸透など更なる制度の運用改善等に向けた取り組みを行っている。

5 災害福祉支援ネットワークの構築及び災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣について

災害福祉支援ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）は、災害派遣福祉チーム(DWAT)を組成・派遣することなどを通じて災害時の福祉的支援の体制を確保するための仕組みである。

厚生労働省では、災害時の避難所等における福祉的支援を円滑に実施できるよう、「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」（平成30年5月31日付厚生労働省社会・援護局長通知。以下「DWATガイドライン」という。）を策定しており、2023（令和5）年度には、全都道府県においてネットワークが構築された。

令和6年能登半島地震においては、被災県である石川県に加え、石川県からの要請を受けた全都道府県から延べ1,573名のDWATチーム員が派遣され、避難所において要配慮者への相談支援などの福祉的支援を行った。これが全国的な調整によるDWATの活動が行われた初めての事例となった。

令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第51号）が2025（令和7）年6月に公布され、要配慮者、在宅避難者・車中泊避難者などの多様な支援ニーズに対応するため、「災害救助法」（昭和22年法律第118号）の救助の種類に「福祉サービスの提供」が追加された（同年7月に施行）。これにより、従来避難所での支援を担ってきたDWATが、被災地の状況に応じて場所にかかわらず活動することが可能となったことを受け、DWATガイドラインについても同年6月に改正し、在宅や車中泊等の要配慮者への対応も可能となるようDWATによる支援の対象範囲を拡大している。

2025年度においては、令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨、令和7年台風第15号等、令和7年台風第22号、令和7年11月18日大分市佐賀関の大規模火災においてDWATが派遣された。特に、令和7年台風第15号等での派遣は、DWATが在宅避難者に対して支援を行った初めての事例となり、福祉ニーズを詳細に把握するために約1,500戸へ訪問し、被災者のニーズに対応した支援につなげている。

第2節 社会福祉法人制度等について

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的とする法人として、長年、福祉サービスの供給確保の中心的な役割を果たしてきたが、その公益性・非営利性の徹底、国民に対する説明責任の履行及び地域社会への貢献という観点から、「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第21号）により、社会福祉法人制度改革が実施された（2017（平成29）年4月本格施行）。改革では、経営組織のガバナンスの強化（評議員会の必置化、一定規模を超える法人に対する会計監査人の導入等）、事業運営の透明性の向上（現況報告書、計算書類、役員報酬基準等の公表等）、財務規律の強化（社会福祉充実財産の明確化及び社会福祉充実財産がある法人の社会福祉充実計画の作成の義務づけ等）、地域における公益的な取組みの実施に係る責務規定の創設等が行われた。また、2017年度に

は財務諸表等電子開示システムが本格稼働し、全国の法人の現況報告書や計算書類等の公表の実施が可能となっている。

なお、会計監査人の設置法人数は2025（令和7）年度は549法人（うち、会計監査人の設置が義務づけられた収益30億円又は負債60億円を超える法人は436法人）、社会福祉充実計画の策定法人数は、2025年度は1,528法人となっている。

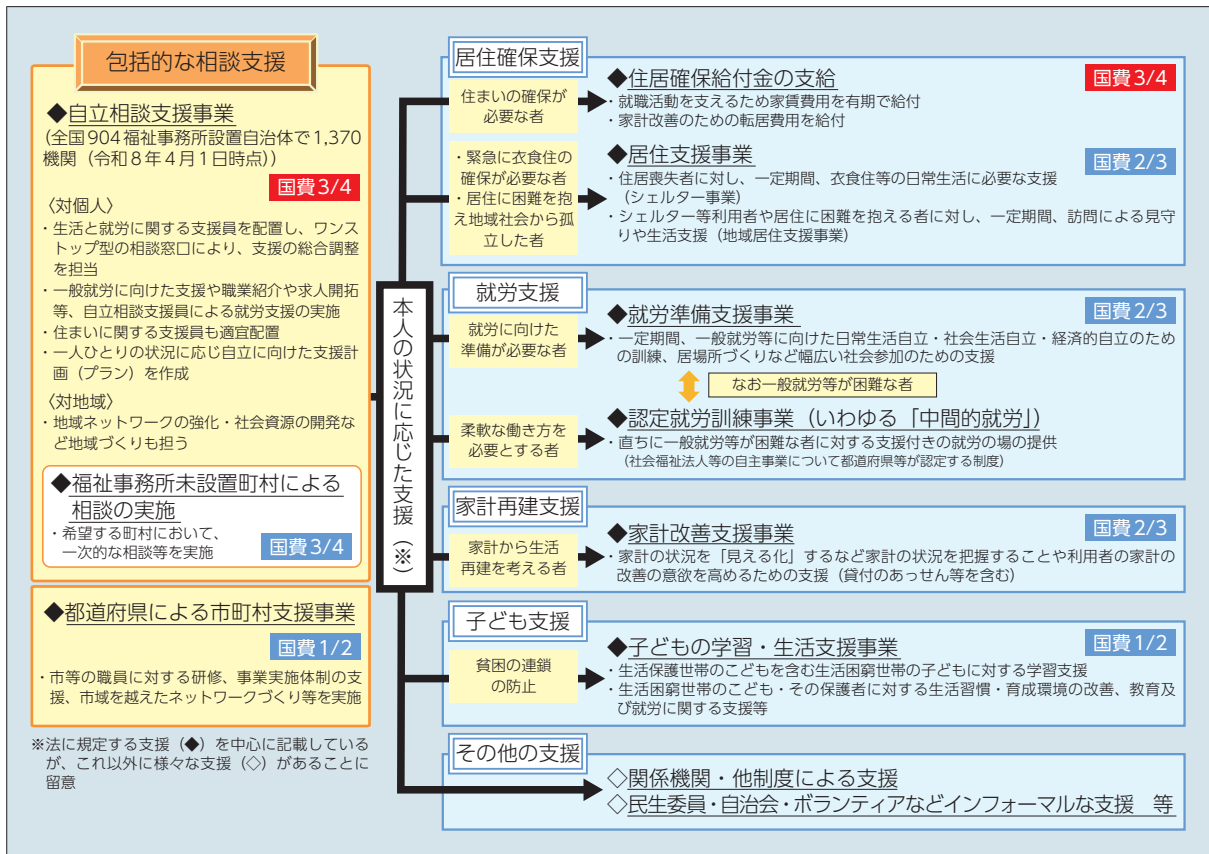
また、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第52号）により、社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する「社会福祉連携推進法人」制度が創設され、2022（令和4）年4月1日に施行された。同制度では、社会福祉法人をはじめ、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携することで、地域特性に応じた創意工夫ある新たなサービスの創出や、福祉人材の確保とともに、その働きやすい職場環境の整備、物資調達の効率化など、規模の大きさを活かした多様な取組みが促進され、地域福祉の一層の推進、社会福祉法人の経営基盤の強化等に資することが期待されており、38の「社会福祉連携推進法人」が設立されている。（2026（令和8）年4月現在。）

第3節 生活困窮者の自立・就労支援等の推進及び生活保護の適正な実施

1 生活困窮者自立支援制度等について

生活困窮者自立支援制度は、「生活困窮者自立支援法」（平成25年法律第105号）に基づき、全国の福祉事務所設置自治体に相談窓口（自立相談支援機関）を設置し、複雑かつ多様な課題を背景とする生活困窮者に対し、生活保護に至る前の段階で、自立に向けた各種支援等を実施している（図表3-3-1）。また、地域の関係団体等と連携し、協働して地域づくりを行いながら、生活困窮者の早期発見や包括的な支援につなげている。

図表3-3-1 生活困窮者自立支援制度の概要



生活困窮者自立支援法が2015(平成27)年4月1日に施行されてから2025(令和7)年3月末までで、新規相談者は約346万人、自立支援計画の作成による継続的な支援を行った者は約92万人となっている。継続的な支援を行った者のうち、約33万人が就労・増収しており、2024(令和6)年度において継続的な支援を行った者のうち自立に向けた改善が見られた者の割合が約8割となるなど、生活困窮状態を改善する効果が着実に現れている。

生活困窮者の自立を、収入面と支出面から支える就労準備支援事業と家計改善支援事業については、年々自治体の実施率が向上しており、2025年度の実施率はそれぞれ8割を超え、全国において生活困窮者への支援体制の整備が進められているところである。

他方で、社会経済状況としては、2020(令和2)年以降の新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、生活困窮に関する相談者数が急増するとともに、相談者層の多様化・相談内容の複雑化等が顕在化した。また、単身高齢者世帯の増加や持ち家比率の低下等により、今後、高齢者や生活困窮者等の住まいに関する支援のニーズはますます増加することが見込まれている。

こうした社会経済状況等を踏まえ、2024年4月に、生活困窮者等に対する支援を充実させるため、①居住支援の強化のための措置、②こどもの貧困への対応のための措置、③支援関係機関の連携強化のための措置等を盛り込んだ「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第21号)が成立し、2025年4月に全面施行された。また、2024年5月に、生活困窮者を含む住宅の確保に特に配慮を要する者に対して、住宅施策と福祉施策の連携による地域の総合的・包括的な居住支援体制の強化を図るための措置等

を盛り込んだ「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律」（令和6年法律第43号）が成立し、2025年10月に全面施行された。

これらの法改正等を踏まえ、2025年度には、住まいに関する相談を担う支援員の加配に関する補助や、住居確保給付金における転居のための費用の補助を創設した。また、認定就労訓練事業の利用促進を図るため、2025年から、認定就労訓練事業による支援を受ける際の交通費について新たに生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の対象とした。加えて2025年から、困窮世帯のこどもの体験格差や進学格差の問題の解消に向け、子どもの学習・生活支援事業の内容を拡充するとともに、同事業の全国的な実施に向けた環境整備として、未実施自治体の立ち上げ支援の取組みを進めている。また、家庭の状況や居住地域にかかわらず、困窮世帯のこどもが大学等の高等教育機関への進学機会を得ることができるよう、市町村の取組みが遅れている高校生世代に対する学習支援等の強化にも取り組んでいる。さらに、居住支援法人等が入居中のサポートを行う賃貸住宅（居住サポート住宅）の供給等を推進するとともに、地域の不動産関係団体や福祉関係団体などで構成される居住支援協議会の設立を促進し、住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の整備をより一層推進している。

また、新型コロナウイルス感染症感染拡大を踏まえ、社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付制度において特例措置を設けて実施した特例貸付について、2025年には基本的に全ての貸付の償還が始まっており、支援が必要な借受人の方に対しては、引き続き、社会福祉協議会と自立相談支援機関の連携により、アウトリーチも含めたプッシュ型のフォローアップ支援を実施している。

2 生活保護制度について

(1) 制度の概要

生活保護制度^{*3}は、その利用し得る資産や能力その他あらゆるものを活用してもなお生活に困窮する方に対して、その困窮の程度に応じた必要な保護を行うことにより、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する制度であり、社会保障の最後のセーフティネットと言われている。

保護の種類には、生活扶助、住宅扶助、医療扶助等の8種類があり、それぞれ日常生活を送る上で必要となる食費や住居費、病気の治療費などについて、必要な限度で支給されている。

(2) 生活保護の現状

2026（令和8）年1月時点の生活保護受給者数は約198万人（保護率：1.61%）であり、対前年同月比は2015（平成27）年9月以降、10年5か月連続でマイナスとなっており、減少傾向にある（図表3-3-2）。

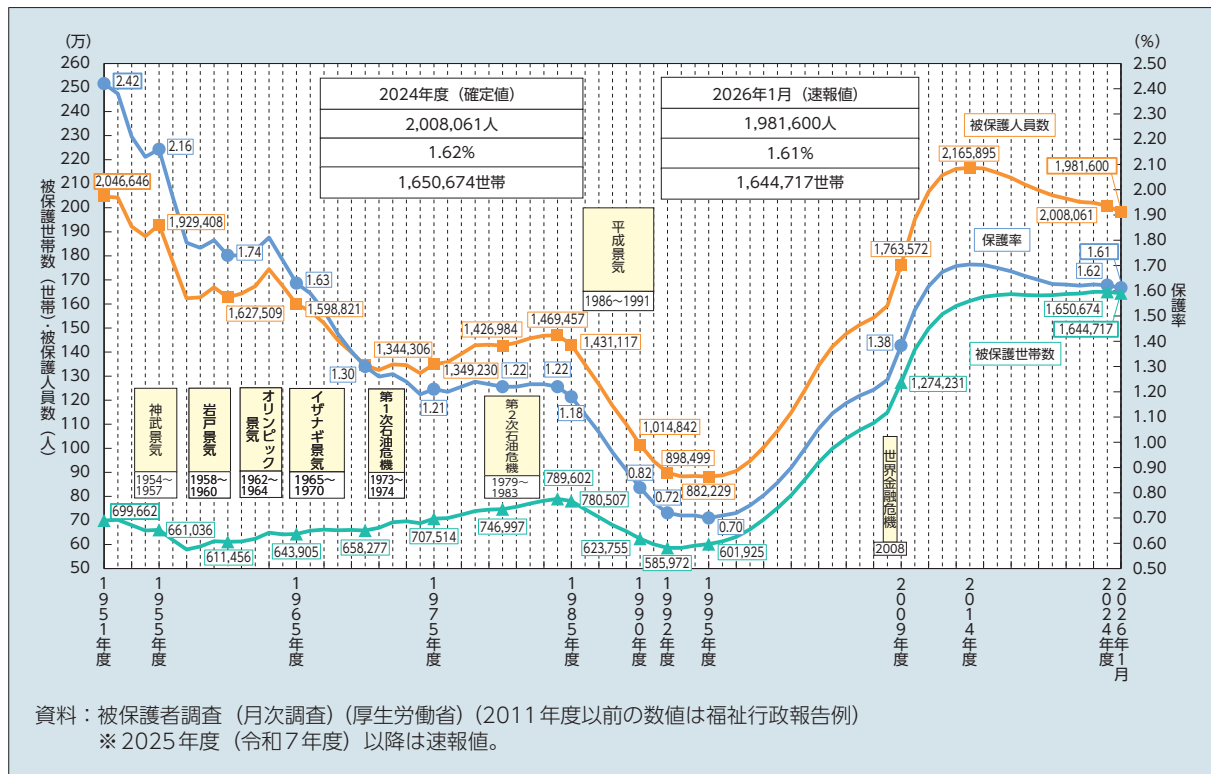
2026年1月時点の生活保護受給世帯数は約164万世帯であり、近年、対前年同月比は1年3か月連続でマイナスとなっており、減少傾向にある。近年の世帯数の動向を世帯類型別にみると、「高齢者世帯」は2024（令和6）年3月以降は対前年同月比がマイナスで

^{*3} 生活保護制度の詳細を紹介したホームページ
厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsuhogo/index.html

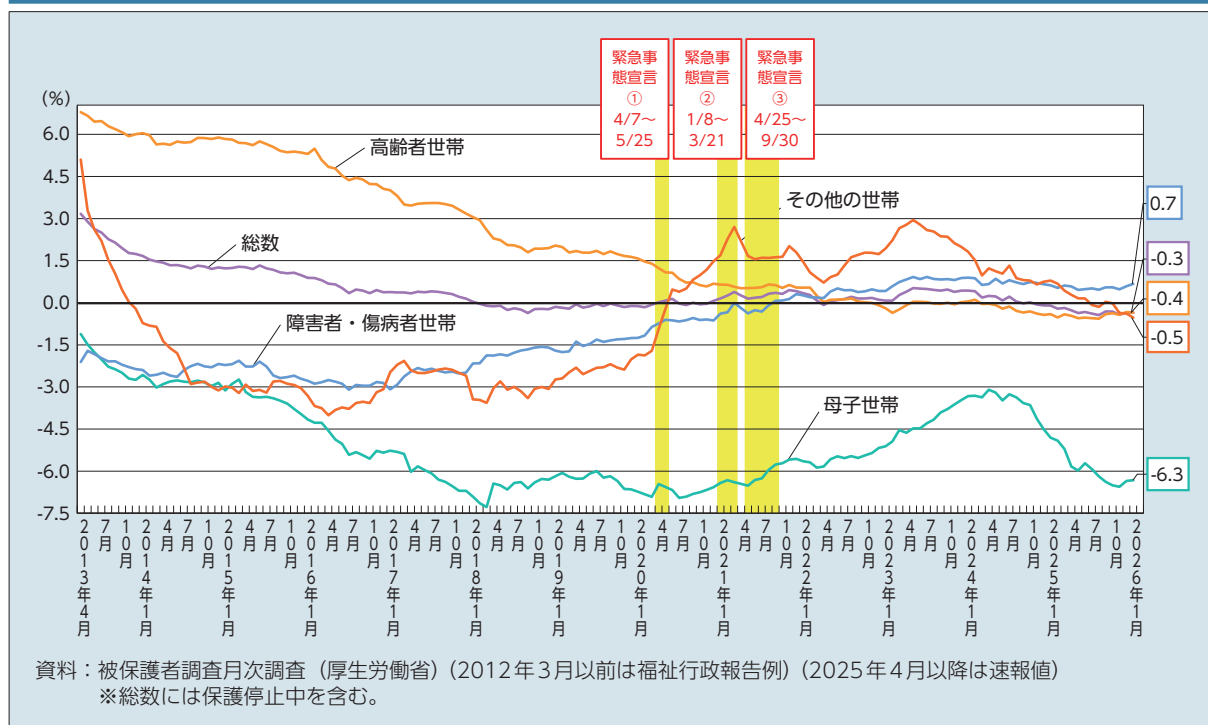
推移しており、「母子世帯」は、対前年同月比が約13年連続でマイナスであり、「その他の世帯」は、コロナ禍となった2020（令和2）年6月以降、対前年同月比がプラスに転化した。直近ではほぼ横ばい傾向などの状況となっている（図表3-3-3）。

また、生活保護の申請件数の動向を、年度単位でみると、世界金融危機以降に約10年連続で減少が続いていたところ、コロナ禍を境として増加傾向で推移してきた。

図表3-3-2 被保護人員数・保護率・被保護世帯数の年次推移



図表 3-3-3 世帯類型別被保護世帯数の対前年同月伸び率の推移



(3) 生活保護基準の見直しについて

生活保護基準については、一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られるよう、定期的に検証を行っている。2026（令和8）年度においては、生活扶助基準について、社会経済情勢等を総合的に勘案し、2022（令和4）年の社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果に基づく2019（令和元）年当時の消費実態の水準に一定額の加算を行う特例加算について、現行の世帯人員1人当たり月額1,500円から1,000円引き上げて2,500円にするとともに、加算を行ってもなお従前の基準額から減額となる世帯については引き続き従前の基準額を保障することとした（2026年10月施行、1年限り）。

なお、入院患者・介護施設入所者に対する加算額は、食費・光熱費等が現物給付されている状況等を踏まえ、現行の月額1,000円を維持する。

(4) 平成25年生活扶助基準改定に係る最高裁判決対応について

2013（平成25）年から行われた生活扶助基準の改定については、2025（令和7）年6月27日の最高裁第三小法廷判決（以下「最高裁判決」という。）において、デフレ調整に関して、「厚生労働大臣が、本件改定当時、生活扶助基準の水準と一般国民の生活水準との間に不均衡が生じていると判断したことにつき、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性に欠けるところがあるとはいえない」とした一方、「物価変動率のみを直接の指標として用いることについて、基準部会等による審議検討が経られていないなど、その合理性を基礎付けるに足る専門的知見があるとは認められない」などとして、原告に対する当時の保護変更決定処分が取り消された。これを受けて、最高裁判決を踏まえた対応の在り方について、同年8月に設置した社会保障審議会生活保護基準部会「最高裁判決への対応に関する専門委員会」において検討を進め、同年11月18日に専門委員会の報告書がとりまとめられたところである。

これらの内容を踏まえ、同年11月21日に、「社会保障審議会 生活保護基準部会 最高裁判決への対応に関する専門委員会報告書等を踏まえた対応の方向性」を公表し、生活保護法に基づく保護費の追加給付について、

- ・生活保護法第8条第2項の規定や第2条の規定による無差別平等原則を踏まえ、原告・原告以外を区別せず、高さ調整▲2.49%の水準で一律に実施するとともに、
- ・原告については、これまでの争訟の経緯を踏まえた原告との紛争の一回的解決の要請を踏まえ、高さ調整を実施しない水準となるよう、保護費に代えて、これに相当する分を予算措置の特別給付金により支給することとし、2025年度補正予算において、必要な経費について計上（同年12月16日成立）した。

こうした手続等を経て、「平成二十五年八月から令和八年三月までの間の生活保護法による保護の基準の特例」（令和8年厚生労働省告示第43号）が2026（令和8）年2月20日付けで公布され、同年3月1日から適用されており、各自治体の準備状況に応じて順次支給を行っている。

第4節 困難な問題を抱える女性への支援

1 困難な問題を抱える女性への支援

女性が抱える困難な問題は、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害や家庭関係の破綻、生活困窮など、多様化、複合化するとともに、問題自体が複雑化している。このような状況は、新型コロナウイルス感染症の影響により顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点を含め新たな女性支援強化が喫緊の課題となった。

こうした中、困難な問題を抱える女性を支援する施策を、従前の根拠法であった旧売春防止法から脱却させ、支援対象者の意思の尊重と福祉の増進、人権の擁護等を理念とする新たな支援の仕組みを構築する「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）が2022（令和4）年度に成立し、2024（令和6）年4月から施行された。

2025（令和7）年度の主な取組みとしては、官民が協働して、早期発見からアフターケアまで一貫した女性支援を行い、潜在化している多様な支援ニーズに積極的に対応する支援体制を構築するための官民協働等女性支援事業や、女性支援機関の支援員の質の向上・業務における心理的負担の軽減や職場環境の整備のためのスーパービジョン整備事業を創設した。また、女性支援を担う者の育成及び支援の強化を図るため、国の研修体系を見直し、公的支援機関や民間団体、都道府県担当者など関係者全てに研修の機会を設けるとともに、心理職員の専門性向上のための研修を実施した。

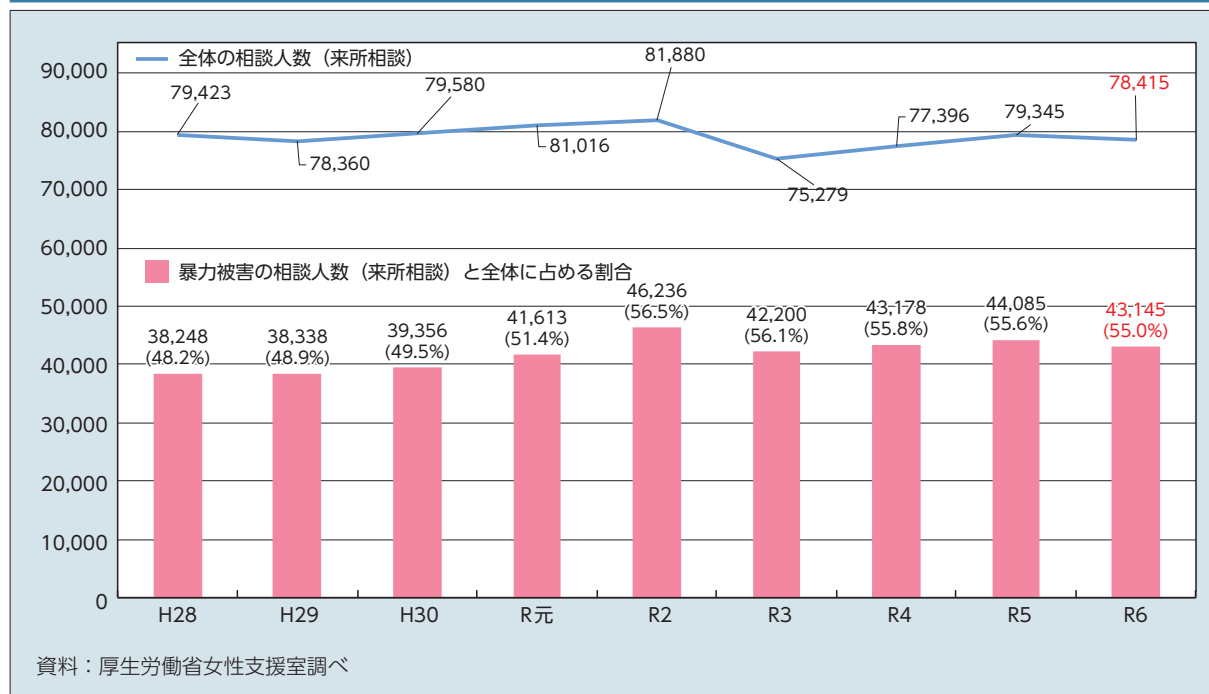
2 配偶者等からの暴力被害者の保護

配偶者等への暴力（DV）は、人権を著しく侵害する大きな社会問題である。2024（令和6）年度の全国の女性相談支援センター及び女性相談支援員の受け付けた来所による女性相談者の実人員78,415人のうち、「夫等の暴力、子・親・親族からの暴力、交際相手等からの暴力」を主訴とする者が43,145人であり、相談理由の55.0%を占めるなど、配

偶者等からの暴力の被害者の割合が高水準で推移している（図表3-4-1）。そのため、関係府省庁（内閣府、警察庁等）及び関係機関（配偶者暴力相談支援センター、警察、裁判所等）との密接な連携を図るなど、引き続き取組みを強化することが必要である。

図表3-4-1

女性相談支援センター及び女性相談支援員が受け付けた相談人数及び暴力に関する相談人数及び相談全体に占める割合の推移



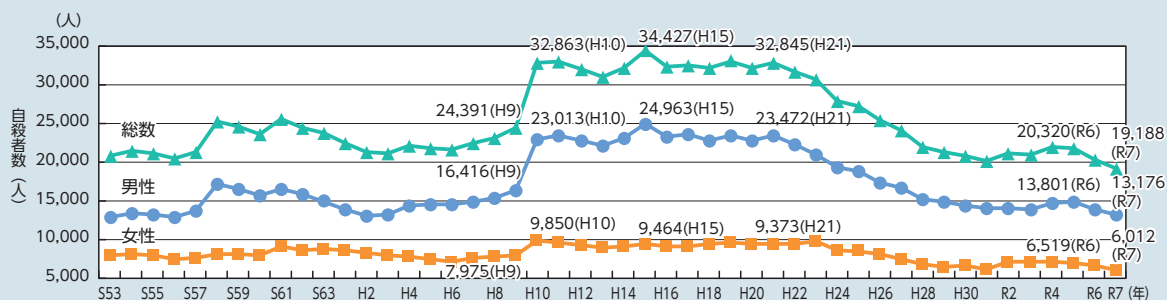
第5節 自殺対策の推進

我が国の自殺者数は、警察庁の自殺統計原票を集計した結果によると、1998（平成10）年から14年連続して年間3万人を超えて推移していたが、2010（平成22）年に減少に転じて以降は10年連続で減少し、2019（令和元）年の年間自殺者数は、20,169人となった。その後、新型コロナウイルス感染症の影響下にあった2020（令和2）年以降は、一時緩やかな増加傾向にあったが、2025（令和7）年の年間自殺者数は19,188人（男性13,176人、女性6,012人）と、1978（昭和53）年の統計開始以来、初めて2万人を下回り、最少となった（図表3-5-1）。

自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きている。2025年中の原因・動機特定者は17,178人であり、原因・動機は「健康問題」（11,355件）、「経済・生活問題」（5,387件）、「家庭問題」（4,201件）、「勤務問題」（2,390件）の順となっている。

図表3-5-1 自殺者数の年次推移

- 令和7年の自殺者数は19,188人で、前年と比べ1,132人減少し、統計開始以降最少の数値となった。
○男女ともに減少しており、男性は2年連続の減少、女性は3年連続の減少となった。また、男性の自殺者数は、女性の約2.2倍である。



自殺の原因・動機

	原因・動機 不特定者数 (不詳)	原因・動機 特定者数	家庭問題	健康問題	経済・生活 問題	勤務問題	交際問題	学校問題	その他
令和7年	2,010	17,178	4,201	11,355	5,387	2,390	875	524	1,764

注：自殺の原因・動機は、遺書等の生前の言動を裏付ける資料がある場合に加え、家族等の証言から考えうる場合も含め、自殺者1人につき4つまで計上可能である。

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

政府では、「自殺対策基本法」(平成18年法律第85号)及び「第4次自殺総合対策大綱」(2022(令和4)年10月14日閣議決定)に基づき、自殺総合対策を推進している。

また、2022年の小中高生の自殺者数が、当時、過去最多になったこと等を踏まえ、2023(令和5)年6月に「こどもの自殺対策緊急強化プラン」を策定した。さらに、こどもの自殺の極めて深刻な状況に対処するため、2025年6月に成立した「自殺対策基本法の一部を改正する法律」(令和7年法律第64号)では、基本理念にこどもに係る自殺対策を社会全体で取り組むことを明記するとともに、こどもの自殺の防止のために必要な情報交換や対処等の協議を行う協議会を地方公共団体に置くことができる規定を追加するなど、こどもに係る自殺対策を推進するための体制整備・措置等を定め、2026(令和8)年4月に全面施行された。これらに基づき、関係省庁一丸となって、こどもを含む自殺対策を推進することとしている。

第6節 戦没者の遺骨収集、戦傷病者・戦没者遺族等への援護など

厚生労働省では、先の大戦による戦傷病者や戦没者遺族等の援護、戦没者の追悼、戦没者の遺骨収集事業や戦没者遺族による慰霊巡拝を実施しているほか、先の大戦による混乱の中で中国や樺太で残留を余儀なくされた中国残留邦人等への支援などを行っている。

1 国主催の全国戦没者追悼式等、次世代への継承

(1) 全国戦没者追悼式等の開催

国は毎年、先の大戦での戦没者を追悼等するため、全国戦没者追悼式と千鳥ヶ淵戦没者

墓苑拝礼式を開催している。

国が主催する全国戦没者追悼式は、先の大戦で多くの尊い犠牲があったことに思いを馳せ、戦没者を追悼するとともにその尊い犠牲を永く後世に伝え、恒久平和への誓いを新たにしようとするものである。毎年8月15日に、天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、日本武道館で実施している。なお、先の大戦の記憶を風化させることなく次世代へ継承していくという観点から、青少年（18歳未満）の遺族にも献花していただくなど、式典に参加していただいている^{*4}。



全国戦没者追悼式（天皇皇后両陛下の御臨席を仰いで実施）

厚生労働省主催の千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式では、毎年春に、皇族の御臨席を仰ぎ、国の施設である千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納められている遺骨に対して拝礼を行っている^{*5}。また、拝礼式においては、遺骨収集事業により収容した戦没者の遺骨のうち、遺族に引き渡すことのできない遺骨の納骨を行っている。

(2) 昭和館・しょうけい館

戦中・戦後の国民生活上の労苦を伝える「昭和館」及び戦傷病者とその家族の労苦を伝える「しょうけい館」では、先の大戦における、兵士、戦後強制抑留者及び海外からの引揚者の労苦を伝える「平和祈念展示資料館」（総務省委託）と連携し、小・中学生などを対象とした「夏休み3館めぐりスタンプラリー」を実施している。また、2025（令和7）年度は、「昭和館」、「しょうけい館」及び「平和祈念展示資料館」が、秋田県において地方展を同時開催した。

加えて、「昭和館」及び「しょうけい館」においては、戦中・戦後の労苦体験を後世へ着実に継承するため、2016（平成28）年度から2021（令和3）年度までの間、戦後世代の語り部の育成事業を実施した。さらに、2019（令和元）年度からは、戦後世代の語り部の活動事業を実施し、2025年度においても毎月の定期講話会を開催した。また、「昭和館」においては、より幅広い方に戦中・戦後の労苦を知っていただくため、自宅等からでも同館が所蔵する映像・音響資料等を閲覧できるデジタルアーカイブを公開している。

(3) 平和の語り部事業

戦後80年が過ぎ、戦没者遺児等の戦争体験者の高齢化が進む中、その体験した記憶を確実に次の世代へ受け継ぐことは喫緊の課題である。このため、遺族等がこれまで慰霊事業に参加した体験も踏まえ、戦争体験の記憶とあわせて次世代に語り継ぐことで、先の大戦の記憶を風化させることなく、戦争の悲惨さ、平和の尊さを伝えていくことを目的として2024（令和6）年度より平和の語り部事業を実施している。

^{*4} 2020（令和2）年、2021（令和3）年、2022（令和4）年、2023（令和5）年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から縮小開催。

^{*5} 2020年、2021年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止、2022年、2023年は縮小開催。

2 戦没者の遺骨収集事業、慰霊巡拝等の推進

(1) 遺骨収集事業

先の大戦では、約310万人の方が亡くなり、そのうち、海外（沖縄及び硫黄島を含む。）における戦没者は約240万人に及ぶが、これまでに収容された遺骨は約128万柱であり、現時点においても約112万柱^{*6}が未収容となっている。厚生労働省では、1952（昭和27）年度以降、相手国政府の理解が得られた地域などから順次遺骨収集を行い、これまでに約35万柱を収容している。

2016（平成28）年3月に議員立法により成立した「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」（平成28年法律第12号。以下「遺骨収集推進法」という。）によって、遺骨収集が国の責務であること、2024（令和6）年度までの期間を遺骨収集の推進に関する施策の集中実施期間とすることなどが定められた^{*7}。同法に基づき、「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」（2016年5月31日閣議決定。以下「基本計画」という。）を策定し、一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会とともに、官民一体となって戦没者の遺骨収集を実施している。

また、日本人ではない遺骨が収容された可能性が指摘されながら、適切な対応が行われなかった事例を受け、2020（令和2）年5月には、「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直しについて」を厚生労働省において取りまとめ、遺骨収集事業のガバナンスの強化等を図るとともに、収容・鑑定 の 在り方を見直し、科学的な所見への適切な対応を行うこととした。

新型コロナウイルス感染症の影響により遺骨収集事業が計画どおり実施できなかったことを踏まえ、2023（令和5）年6月に遺骨収集推進法が改正され、集中実施期間が2029（令和11）年度まで5年間延長された。この延長の趣旨を踏まえ、基本計画の改正を行い（2023年7月28日閣議決定）、政府が保有する埋葬等の情報に関し、集中実施期間の終期である2029年度までに遺骨の有無の確認に関する現地調査を実施することなどを定めた。

2025（令和7）年度は、「令和7年度における戦没者の遺骨収集事業実施計画」の下、現地情勢等を踏まえつつ事業を実施し、625柱相当の遺骨のDNA鑑定用の検体を採取するとともに、258柱の遺骨を収容した^{*8}。

1 硫黄島及び沖縄における遺骨収集事業の実施

硫黄島では、戦没者約2万1,900人のうち約1万1,100柱の遺骨が未収容であることから、政府一体となって遺骨収集に取り組んでおり、2013（平成25）年12月に「硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議」で決定された「硫黄島の滑走路地区等の遺骨収集帰還に関する基本的方針」に基づき、2025年度は、過去のボーリング調査等により確認された未探索の壕について、構造解析や入壕方法の調査・検討を行った。また、滑走路以外の地域においても遺骨や壕等の存在が推測される地点の調査を継続して実施し

^{*6} このうち、相手国の事情により収容自体が困難となっている地域に眠る遺骨（約23万柱）及び海没した遺骨（約30万柱）を除いてもなお、約59万柱が未収容のままとなっている。

^{*7} このほか、関係行政機関の間で連携協力を図ること、厚生労働大臣が指定する法人が、戦没者の遺骨に関する情報収集や遺骨収集を行うこと等が定められた。

^{*8} 2020年5月の「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直しについて」に基づき、まずは遺骨の検体を持ち帰り、鑑定結果と遺留品等を踏まえ、日本人か否かの判定（所属集団判定）を実施し、日本人と判定された遺骨については、検体以外の部位も収容することとしている。

たほか、樹木等の全伐開による表層の遺骨調査を新たに実施し、37柱の遺骨を収容した。
また、沖縄においても、沖縄県や民間団体等と協力して遺骨収集を実施しており、2025年度は54柱の遺骨を収容した。

2 旧ソ連・モンゴル地域における遺骨収集事業の実施

約57万5,000人が強制抑留され、劣悪な環境のもと、長期にわたり過酷な強制労働に従事させられ、約5万5,000人（うちモンゴル約2,000人）が死亡した旧ソ連・モンゴル地域については、「戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法」（平成22年法律第45号）に基づく「強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針」（2011（平成23）年8月5日閣議決定）を踏まえ、関係省庁と連携し、民間団体等の協力も得ながら遺骨収集を進めており、2025年度は、カザフスタン、キルギス、タジキスタン及びモンゴルにおいて現地調査を行ったが、新たな埋葬地の特定には至らなかった。

2015（平成27）年4月には、ロシア連邦政府等から提供された抑留者に関する資料の全てについて、資料の概要と主な記載事項などを公表した。さらに、同月以降、提供資料のうち、死亡者に関する資料については、カナ氏名、死亡年月日などを公表し、日本側資料と照合の結果、2025年度に新たに身元を特定した93名（うちモンゴル18名）を含む累計41,201名（うちモンゴル1,541名）の漢字氏名を厚生労働省ホームページに掲載している。

なお、今後、調査・収容を実施する予定の埋葬地は旧ソ連地域の55か所となっている。

3 南方等戦闘地域における遺骨収集事業の実施

近年、残存する遺骨の情報が減少しているため、2006（平成18）年度から、情報が少ないビスマルク・ソロモン諸島、パプアニューギニアなどの海外南方地域を中心に、現地の事情に精通した民間団体に協力を求め、幅広く情報を収集しているほか、2009（平成21）年度から、アメリカやオーストラリアなどの公文書館などに保管されている当時の戦闘記録等資料の調査を行うなど、遺骨収集に必要な情報を収集している。



パプアニューギニアにおける遺骨収集事業

こうして収集された情報をもとに、2025年度は、534柱相当の遺骨のDNA鑑定用検体を採取した。

4 戦没者遺骨鑑定センターにおける取組み

遺骨の科学的な鑑定体制を強化するため、2020年7月に厚生労働省に戦没者遺骨鑑定センターを立ち上げ、外部専門家も登用し、遺骨鑑定に関する研究等に取り組んでいる。2022（令和4）年9月には、さらなる鑑定体制の強化を図るため、鑑定機関（大学）への委託に加えて、厚生労働省自らがDNA鑑定を実施する分析施設（戦没者遺骨鑑定センター分室）を設置した。2024年4月には、戦没者遺骨のDNA鑑定の迅速化及び高度化

に寄与することを目的とし、信州大学医学部との間で「信州大学医学部と厚生労働省社会・援護局との連携に関する協定書」を締結した。同大学内に連携室を設置し、DNAの抽出や解析が難しい事案の研究などに集中的に取り組むこととした。

また、法医学、人類学等の専門的知識を有する者で構成する「戦没者遺骨鑑定センター運営会議」において、戦没者遺骨鑑定の状況や新たな鑑定技術の活用等について議論を行っている。さらに、日本人の遺骨であるか否かを判断するための「所属集団判定会議」及び遺族に返還するために身元を特定する「身元特定DNA鑑定会議」を定期的を開催し、その結果を公表するとともに、「戦没者の遺骨収集に関する有識者会議」への報告等を行っている。

5 遺留品等の手掛かり情報がない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定の実施

収容した戦没者の遺骨については、遺留品等から身元が判明した場合には遺族に返還している。2003（平成15）年度からは、遺留品や埋葬地記録等から遺族を推定できる場合などであって遺族が希望する場合に、身元特定のためのDNA鑑定を実施している。

また、遺留品や埋葬地記録等の情報がある場合は限られていることから、2017（平成29）年度には沖縄県の、2020年度は硫黄島及びキリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁の、手掛かり情報がない戦没者の遺骨について、公募により身元特定のためのDNA鑑定を試行的に実施し、硫黄島の戦没者遺骨2柱、キリバス共和国の戦没者遺骨2柱について、それぞれ身元が判明した。

これらの試行的取組みの結果を踏まえ、2021（令和3）年10月から、対象地域を厚生労働省が遺骨の検体を保管している全地域に拡大し、遺留品等の身元特定につながる手掛かり情報がなくても、応募があればDNA鑑定を実施することとした。これについては、新聞広告などを通じた広報を行っているほか、関係する遺族に直接案内を送付している。

身元特定のためのDNA鑑定を開始した2003年度から2025年度までの間に、1,301件の身元が判明した。

(2) 慰霊巡拝等

戦没者の遺族の要望に応え、主要戦域や戦没者が眠る海域での慰霊巡拝を実施している。

また、戦没者の慰霊と平和への思いを込めて、1970（昭和45）年度以降、主要戦域等に戦没者慰霊碑を建立（硫黄島と海外14か所）しているほか、旧ソ連地域には個別に小規模慰霊碑を建立（16か所）している。



ビスマーク諸島における慰霊巡拝

3 戦傷病者、戦没者遺族等への援護

先の大戦において、国と雇用関係又はこれに類似する特別の関係にあった軍人軍属等のうち公務傷病等により障害の状態となった者や、死亡した軍人軍属等の遺族に対して、国家補償の精神に基づき援護を行っている。具体的には、「戦傷病者戦没者遺族等援護法」（昭和27年法律第127号）や、「戦傷病者特別援護法」（昭和38年法律第168号）に基づ

き、本人に対しては障害年金の支給、療養の給付などを、遺族に対しては遺族年金の支給などを行っている^{*9}ほか、戦傷病者相談員や戦没者遺族相談員に委託して相談・指導を実施している。

また、戦没者等の妻及び戦傷病者等の妻の精神的痛苦に対して特別の慰藉を行うために特別給付金を支給しているほか、戦没者等の遺族に対して弔慰の意を表すために特別弔慰金を支給している。

2026（令和8）年度には、戦後長年にわたり大きな負担に耐えてきた戦傷病者等の妻に対し、国として引き続き慰藉を行うため、予算措置により「戦傷病者等妻給付金」を支給することとした。

4 中国残留邦人等への支援

1945（昭和20）年8月9日のソ連軍による対日参戦当時、中国の東北地方（旧満州地区）や樺太に居住していた日本人の多くは、混乱の中で現地に残留を余儀なくされ、あるいは肉親と離別し孤児となって現地の養父母に育てられたりした。厚生労働省では、こうした中国残留邦人等の帰国支援や帰国後の自立支援を行っている。

（1）中国残留孤児の肉親調査

厚生労働省では、1975（昭和50）年より、中国残留孤児の肉親調査を行っており、2000（平成12）年から、日中両国政府が孤児申立者、証言者から聞き取りを行い、報道機関の協力により肉親を探す情報公開調査を行っている。これまで2,818名の孤児のうち、1,284名の身元が判明した。

（2）中国残留邦人等の帰国支援、自立支援

中国残留邦人等の永住帰国に当たっては旅費や自立支度金を支給し、親族訪問や墓参等の一時帰国を希望する者には往復の旅費や滞在費を支給している。

永住帰国後は、中国残留邦人等や同行家族が円滑に社会生活を営むことができるよう、首都圏中国帰国者支援・交流センターにおいて、定着促進のための日本語教育、生活指導などを6か月間実施している^{*10}。地域定着後は中国帰国者支援・交流センター（全国7か所）で日本語学習支援などを行っている。

また、中国残留邦人等は、帰国が遅れ、老後の備えが不十分であるという特別な事情にあることにかんがみ、2008（平成20）年4月から、老後生活の安定のため満額の老齢基礎年金等を受給するための保険料相当額を一時金として支給するとともに、世帯収入が一定基準を満たさない場合には支援給付を支給するほか、2014（平成26）年10月からは、死亡した中国残留邦人等と労苦を共にしてきた永住帰国前からの配偶者に対して配偶者支援金を支給している。

さらに、中国残留邦人等やその家族が地域社会でいきいきと暮らせるよう、地方自治体を中心となって、日本語教室、自立支援通訳の派遣、地域交流などの事業や中国残留邦人

^{*9} 軍人については、原則として恩給法（大正12年法律第48号、総務省所管）が適用されるため、障害年金や遺族年金等の支給対象は、主に恩給法に該当しない軍人、軍属及び準軍属並びにその遺族となっている。

^{*10} 国内唯一の宿泊研修施設であった「中国帰国者定着促進センター」は、建物の老朽化や帰国者の減少などを踏まえ、2015（平成27）年度をもって閉所したが、2016（平成28）年度からはその機能を「首都圏中国帰国者支援・交流センター」に統合し、同様の支援を継続している。

等の二世・三世に対する就労支援事業を行っている。また、中国残留邦人等の高齢化に伴い、介護需要が増加していることを踏まえ、中国残留邦人等が安心して介護サービスを受けられるよう、2017（平成29）年度から、中国帰国者支援・交流センターにおいて、中国語等による語りかけボランティアの派遣などを行っている。このほか、次世代へ中国残留邦人等の体験と労苦を継承するため、証言映像公開及び戦後世代の語り部講話活動事業を行っている。

5 戦後80年関連事業の実施

戦後80年に当たる2025（令和7）年度は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給、戦没者遺児による洋上慰霊の実施や、次世代への記憶継承等の取組みを行った。

（1）戦没者遺族等への弔慰の意の表明

戦後80年に当たる2025（令和7）年に法改正を行い、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等の遺族に対して、特別弔慰金の支給を行っている。

（2）戦没者遺児による慰霊友好親善事業

戦没者遺児による慰霊友好親善事業は、戦没者の遺児と先の大戦で戦闘があった国・地域の人々が相互理解のため交流するとともに、広く戦争犠牲者の慰霊追悼を行うもので、1991（平成3）年度から一般財団法人日本遺族会が、厚生労働省から補助を受けて事業を実施している。2025（令和7）年度は、戦後80年関連事業として民間船舶を借り上げ、洋上慰霊を2025年6月1日から6月11日の日程で実施した。



洋上慰霊（慰霊友好親善事業35周年記念事業）

（3）次世代への記憶継承

1 戦後80年 記憶の継承シンポジウム

2025（令和7）年8月3日に「戦後80年 記憶の継承シンポジウム～過去を知り、現在そして未来に生かす～」を開催した。本シンポジウムは、過去・現在・未来のつながりを意識しながら、先の大戦に関する世代を超えた効果的な記憶継承の在り方について議論し、多様な主体が記憶継承のあり方について考え、実践する機運を醸成するとともに、今後の施策・活動に反映することを目的としており、若年世代を中心に多くの参加があった。

2 戦後80年 記憶の継承作文コンクール

2025年5月8日から同年9月30日まで「記憶の継承作文コンクール」の募集を行った。本コンクールは、戦後80年を迎え、戦争を体験された方が少なくなる中、広く国民が戦争の記憶を共有・継承し、その学びを現在、そして未来に生かしていくことが重要で



「戦後80年 記憶の継承作文コンクール」表彰式

あることから、若年世代が先の大戦について知り、現在そして未来に生かすことを深く考える機会を設けることを目的として実施し、全国から909件の応募があった。2026（令和8）年3月24日に表彰式を行った。

（4）遺骨収集事業の広報

遺骨収集事業の内容について、より幅広い世代の方々に知っていただくことを目的として、戦後80年の節目となる2025年度に、広報用の動画を制作し、厚生労働省のホームページに公開した。



遺骨収集事業 広報用動画